

「令和８年度徳島県食品衛生監視指導計画」策定のポイント

1 目的

徳島県における「食の安全・安心」を推進するため、食品衛生法第２４条に基づき、監視指導の実施に関する計画を策定します。

2 計画の期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

3 重点的に実施する監視指導事業

（１）食中毒防止対策

- ・ ノロウイルスによる食中毒の防止対策
- ・ カンピロバクターによる食中毒の防止対策
- ・ 食肉の生食及び加熱不足による食中毒の防止対策
- ・ 特定給食施設等における食中毒の防止対策

（２）H A C C P に沿った衛生管理の徹底

- ・ 営業施設監視指導等における実施状況の確認
- ・ H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理の助言・指導

（３）輸入・輸出食品の安全性確保対策

- ・ 残留農薬等の検査実施による輸入食品の安全性確保
- ・ 徳島県 H A C C P 認証取得推進による県産輸出食品の安全性確保

（４）適正な食品表示への対策

- ・ 期限表示、アレルギー物質、保存方法、食肉の表示基準等の適正な表示の徹底